

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
第21回契約監視委員会審議概要

|               |   |
|---------------|---|
| 開催日           | 令和2年6月5日（金）<br>書面により審議を実施（6月15日委員会終了）   |
| 出席委員<br>（敬称略） | <p>【委員長】 向井千杉 弁護士</p> <p>【委員】 荒井克彦 福井大学名誉教授</p> <p>角 知憲 九州大学工学研究院名誉教授</p> <p>京谷孝史 東北大学大学院教授</p> <p>稲葉喜子 公認会計士</p> <p>竹下正敏 鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事</p>   |
| 審議事項          | <p>1. 令和元年度公益法人に対する支出に係る点検</p> <p>① 契約による支出（11件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況（公共工事）該当なし</li> <li>・独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況（公共工事）該当なし</li> <li>・独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況（物品・役務等）該当なし</li> <li>・独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況（物品・役務等）11件</li> </ul> <p>② 契約以外による支出（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直し状況（補助金等） 1件</li> </ul> <p>2. 調達等合理化計画に係る事項</p> <p>① 令和元年度調達等合理化計画自己評価（案）の点検</p> <p>② 令和2年度調達等合理化計画（案）の策定</p> |
| 審議概要          | 別紙のとおり  |
| 審議結果          | 指摘事項なし  |

別紙

1. 令和元年度公益法人に対する支出に係る点検について

| 質問・意見等  | 回答  |
|---|---|
| <p>参加者の有無を確認する公募手続きを行っていたものを、特命随意契約に移行する場合の基準等はあるか。</p>   | <p>特命随意契約とする基準や運用方法は特に設けていないが、各発注部局において、これまでの公募結果から他に実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的である場合は、透明性及び価格の妥当性等を確保することを前提に、個別に判断することとしている。</p>                 |
| <p>鉄道路線に影響を与える環境要因に関わる調査等については、必ずしも鉄道施設に精通している必要はないのではないかと。社会的費用の効率化という大きな視点からも、新しい技術およびそれを行使できる新規参入業者を育てることが望まれる。</p>  | <p>これら業務については、走行中の高速鉄道への影響という極めて特殊な状況を考慮した高い技術的判断が求められるものや、高速鉄道が通過する特殊な環境下での解析を行う能力が必要との判断から、参加者の有無を確認する公募としたが、ご意見を踏まえ、今後、業務内容を再精査し、求める要件を検討していきたい。</p> |
| <p>従来のおり、公募して応札者なしという結果により随意契約としているので、手続き上の問題はないと考えるが、例えば新幹線に関する調査業務等においては、新幹線特有の課題があることを強調する方がわかり易いのではないかと。</p>  | <p>ご指摘を踏まえ、当該業務においては高速鉄道が通過する施工基面内という特殊な環境下での経験が必要であることを説明欄に追記した。</p>   |
| <p><b>【契約による支出】</b><br/>                     いずれも、契約の目的が高度に専門的に鉄道事業に関係するものであり、また、契約金額についても内容を精査していることから、特段の問題はないと考える。</p> <p><b>【契約によらない支出】</b><br/>                     鉄道技術開発費補助金の支出については、国交省に設置された鉄道技術開発課題評価委員会における事前評価を経ていることなどから、特段の問題はないと考える。</p> |   |

## 2. 調達等合理化計画に係る事項について

| 質問・意見等   | 回答  |
|--|---|
| <p>一者応募・応札について、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者に対して、参加しなかった理由のヒアリングを実施されたケースはどの程度あるのか。</p>  | <p>一者応札となった案件については、入札不参加の理由を聴取するよう通達を出しており、明らかに必要がないと考えられる場合以外はすべてヒアリングを行うこととしている。</p>  |
| <p>平成30年度と比べ、令和元年度における一者応札の金額割合が増えた要因として、“新幹線の大型工事で1者応札の割合が増えた”としているが、この要因は何か。</p>   | <p>北陸新幹線の駅舎工事・軌道工事等において1者応札が増加したことが主な要因となっている。これらの工事は不調不落で再発注、再々発注の後、契約に至ったものが多くなっている。事後的なアンケートによると、ほとんどが参加要件を満たす配置予定技術者がいないことや、企業の施工実績がないことを理由としている。</p> |
| <p>競争性のある契約及び競争性のない随意契約の件数及び金額について、それぞれ増減理由の記載があるが、前年度や前前年度と比較できるような図表などを示すとより分かりやすくなる。</p>  | <p>今後、資料の作成方については、委員からの意見を参考にさせていただくこととする。なお、今回分については図表等で示すのが困難であったため、契約状況の比較表を参考添付することで対応した。</p>   |
| <p><b>【令和元年度調達等合理化計画自己評価（案）】</b><br/>           当機構における自己評価の方式、結果等に照らし、当機構が自己評価結果を「B」としたことに特段の異論はない。</p> <p><b>【令和2年度調達合理化計画（案）】</b><br/>           当機構は、その事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより継続的にプロセスを改善・最適化していくことに努めるということであり、特段の異論はない。</p> |   |